

令和6年10月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年10月18日(金) 午前8時57分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	簗本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	8 件	田 畑	8,877 469	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑	22	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	5 件	田 畑	25,930 277.64	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	33 1,104	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	1 件	田 畑	1,080	m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	36 件	田 畑	91,595.63 2,175	m ² m ²
第 7 号議案	(イ) 農地法第 4 条の規定による許可後の 事業計画変更申請	1 件	田 畑		m ² 7,590 m ²
	(ロ) 農地法第 5 条の規定による許可後の 事業計画変更申請	1 件	田 畑	3,769	m ² m ²
第 8 号議案	農業経営改善計画認定申請	3 件			
報告第 1 号	合意解約	8 件	田 畑	7,678	m ² m ²

令和6年10月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも若干早いですけれども、只今より10月の定例会を開催いたします。

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案までの合計58件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。また、傍聴人の方がおられますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を3番 吉田委員さんと4番 原委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、18番 三木委員さんと私で、昨日17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」8件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請8件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。

1番、・・・、面積763㎡外3筆 計3,369㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 8,658㎡

取得後の営農計画 米の販売および自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、粃摺機、
トラックが各1台、耕耘機が2台、農舎が150㎡。

農作業歴 66年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 車で1分。

2番、・・・、面積117㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 103,144.58 m²

取得後の営農計画 野菜の家庭菜園

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクターが3台、耕耘機が2台、トラックが4台。

農作業歴 13年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 車で40分。

譲受人は市外の方ですが、すでに市内の複数の借入地で耕作しており、今回は隣地に住む予定の従業員とともに自家消費で耕作をする予定です。また、この隣地も同じ方が購入予定です。そこは農地ですが、自宅への侵入通路となっておりましたので、この後第3号議案でご説明いたします。

3番、・・・、面積866 m²外2筆 計1,232 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台、
農舎が60 m²。(妹夫婦と共働利用)

農作業歴 0年、年間の農業従事日数 100日、通作距離 車で3分。

譲受人は農業歴も所有農地もありますが、すぐ近くに住む妹夫婦が農業をしており、一緒に耕作する予定です。年間従事日数は100日程ですが、妹夫婦が年間200日となっており、農業に常時従事できると判断できます。

4番と5番は譲受人が同じなため、まとめてご説明いたします。

4番、・・・、面積495 m²。【議案読み上げ】。

5番、・・・、面積330 m²。【議案読み上げ】。

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 0 m²

所有農地はありませんが、親族が所有する農地で耕作されていらっしゃいます。

取得後の営農計画 野菜の販売および自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、トラックが各1台、農舎が50 m²。

農作業歴 40年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 車で2分。

6番、・・・、面積425 m²外2筆 計1,943 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 25,523 m²

取得後の営農計画 米・麦の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各 4 台、コンバイン、田植機が各 1 台、
トラックが 2 台、農舎が 1,000 ㎡。

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

7 番、・・・、面積 1,391 ㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 1,609 ㎡

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各 1 台、
農舎が 120 ㎡。

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 2 分。

8 番、・・・、面積 469 ㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 26,769 ㎡

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機が各 1 台、トラック
3 台。

農作業歴 35 年、年間の農業従事日数 150 日程、通作距離 徒歩 1 分圏内。

以上のことから本日の案件 8 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」8 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」8 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件を議題に供します
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 22 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由

申請人は現在、申請地東側の住宅に居住しております。北側市道から宅地への進入路が狭く車の出入りの際に支障が出ており、進入路を拡張したいと考え、自身が所有する農地の一部を分筆することで申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水は自然流下で北側水路へ排水、汚水の発生はありません。造成は、天土撤去後に良質な花崗土による盛土を行い、東側・南側隣接農地との境界にコンクリート擁壁を設置予定です。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案 5 番については現地調査を実施しておりますので、18 番 三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」のうち 5 番について現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

5 番、・・・、面積 1,279 ㎡外 23 筆 計 24,473 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 工場用地

申請理由

転用事業者は、乾麺等の製造販売が順調のため、新たに工場を建築して増産を計画しました。配送等の事業効率を考えると、既存の工場周辺で用地を検討したところ、現在の工場の南側に隣接するかたちで、工場を建築するに必要なだけの広さの用地が確保でき、土地所有者との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

都市計画により用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切と思われます。周辺に隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが、その他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

5番につきましては、先ほどの三木委員さんのご説明どおりです。

少し追加説明いたしますと、排水計画は、雨水は調整池を設置、汚水は合併浄化槽を設置、工場排水は排水処理施設を設置して、東側水路へ放流します。造成計画は、花崗土による盛土で最大1.79m、周辺にはコンクリート擁壁を設置します。1,000㎡を超えていますので、開発許可の協議も進めております。

1番、・・・、面積383㎡外3筆 計406.64㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由

譲受人は、工事現場で出る残土置場が不足して苦慮していました。事務所の周辺で資材置場として利用できる用地を探していたところ、申請地は立地および規模も妥当なことから、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝に集水して、市道側溝へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、農道との境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。

2番、・・・、面積199㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 寄宿舍

申請理由

申請者は、坂出市および県内他市で農業を営んでおり、従業員も雇用しています。今後も事業拡大を計画しており、坂出市内での耕作地を効率的におこなうため、従業員が滞在できる物件を探していました。申請場所には、空き家および納屋があり、規模も妥当なことから、話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は南側市道側溝へ接続済、汚水は既設汲み取り槽で処理します。無断転用のため、新たな造成はありません。始末書の提出があります。

3 番、・・・、面積 142 m²外 2 筆 計 889 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 事務所、資材置場

申請理由

譲受人は、土木工事等を行っており事業拡大のため、坂出営業所の設置と資材置場を計画しました。申請地は必要な広さを満たしており、本社からは直線で約 2 km、国道 11 号線からは約 500m のため、交通の便も良いことから選定し、転用申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水枡を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、擁壁は既存を使用します。

4 番、・・・、面積 1337 m²の内 139 m²外 1 筆 計 240 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 仮設事務所、土砂置場

申請理由

借り人は、県営坂出北部地区松山農道施設工事を請け負っており、その仮設事務所の設置、土砂置場等として利用するものです。申請地は、工事現場に接しており利便性が良く効率的に利用できる場所であり、所有者と交渉したところ、話がまとまり一時転用として申請に至りました。

農地の区分

農用地ですが一時的な利用は許可の基準に該当します。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もあります。工事期間は、許可後から令和 7 年 3 月 31 日までを予定しています。

以上です、よろしくお願いいたします。

ただいま三木委員さん、事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、うち 4 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、5 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、10 月 28 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

会長職務代理

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」2 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番、2 番ともに現地調査を実施しておりますので、18 番 三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

各委員

それでは、第 4 号議案「非農地証明願」について、現地調査の結果を報告いたします。

会長職務代理

1 番、・・・、面積 1,104 m²。【議案読み上げ】

申請理由

平成元年頃から山林化しており、申請者も市外に住んでおり、今後の耕作予定もないため申請に至りました。現地の状況については、森林化しており再生利用が困難な農地と認められます。

三木委員

2 番、・・・、面積 1,104 m²。【議案読み上げ】

第 3 号議案 5 番の申請地に隣接しています。

申請理由

昭和 22 年以前から綾川沿いの土手として利用されていたためです。

現地の状況は、申請の理由のとおり綾川の土手として利用されています。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」2件については先ほどの三木委員さんのご説明通りです。2番について補足説明をいたします。綾川沿いの土手として利用していたことの根拠といたしまして、国土地理院の航空写真の提出がありました。S22年頃にはすでに土手として利用されていたと判断しました。

以上のことから、1番については「再生利用が困難な農地」に該当し、2番については「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま三木委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第5号議案 「農地改良に係る届出」 1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第5号議案 農地改良に係る届出についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,080 m²。【議案読み上げ】

届出内容

耕作者は、利用権設定により申請地及び周辺農地を借り受けてイチジクを栽培しております。現在、申請地内に 65cm の段差があり耕作が不便な状況なため、切土、盛土を行い、一体利用できるように整地を行います。周辺農地への影響は、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 5 号議案 「農地改良に係る届出」 1 件について、原案どおり受理し処理してまいります

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 36 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 36 件についてご説明いたします。
はじめに 2 点、資料の訂正をお願いいたします。

(資料訂正)

今月は新規に農地の貸借をする案件が 6 件、更新が 28 件、再設定が 2 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 14 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 36 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 16 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」 36 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第 7 号議案のイ 「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」 1 件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 7 号議案のイ 「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 800 m²の内実測 1,591 m²外 2 筆 計 6,299 m²。【議案読み上げ】

転用目的 工期の延長

申請理由

令和 3 年 7 月 19 日に農地造成の許可を受けておりましたが、建設残土が当初の予定より少なかったため、3 年間の工期期間内に造成が完了しませんでした。その

ための工期延長となります。延長の期間は、前回の許可期間からの 2 年間となりますので、令和 6 年 7 月 19 日から令和 8 年 7 月 18 日までとなっております。造成は花崗土による盛土をします。排水計画は雨水は自然浸透で処理し、汚水の発生はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案のイについてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

工事が終わらなければ、また延長の申請というのみなきにしもあらずということですね。

事務局書記

みなきにしもあらずですね、ないとはいえないです。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】 の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 7 号議案のイ 「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」 1 件について、原案どおり受理し処理してまいります。

続きまして、第 7 号議案のロ 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」 1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは第 7 号議案のロ 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 154 m²外 3 筆 計 3,769 m²。【議案読み上げ】

転用目的 工期延長

申請理由

令和 3 年 11 月 5 日に 13 区画の分譲住宅許可を受けて 7 区画が工事完了しています。残りの 6 区画が完了しておりませんので、工期延長をするものです。延長の期間は、前回の許可期間からの 2 年間となりますので、令和 8 年 11 月 4 日までとなります。造成は完了しており、新たな擁壁等の造成はありません。

その他の補足として、分譲住宅の場合、分譲住宅と宅地分譲というものがございします。二種農地でしたら分譲住宅、分譲住宅の場合、造成及び住宅が建築されて転用許可の完了となります。三種農地、市内の中心部の方ですが、用途区域の指定があるところは宅地分譲となりまして、造成が終了したら転用許可は終了ということになります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案のロについてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

こちらでも販売ができなければ延長が必要ということですね。

事務局長補佐

はい、もし今後2年間で販売完了と工事完了がなければと延長ということになります。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】 の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案のロ 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が3件出ております。

第8号議案 「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回3件提出されております。新規1件、更新2件の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されておまして、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定でございます。農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要につきましては17から18ページにまとめております。19ページから27ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

1番、……。【議案読み上げ】

営農類型 露地野菜

改善の概要 目標 (議案書のとおり)

備考 新規

現状欄のニンニクの生産量が少ないんですが、こちらにつきましてはニンニクの定植が1か月ほど遅れてしまったので小さいものしか取れなかったとのこと。

2番、……。【議案読み上げ】

営農類型 露地野菜・施設野菜

改善の概要 目標 (議案書のとおり)

今後は坂出市においてのアスパラハウスの用地を増やす意向でございます。

3 番、……。【議案読み上げ】

営農類型 酪農・肉用牛・稲作

改善の概要 目標 （議案書のとおり）

WCS 用稲とは、稲作の上部を茎葉から切り取りまして、それをロール状にしてフィルムで包んで発酵させておいたもので、乳牛・肉牛の飼料として利用するものです。

会長職務代理

以上で説明を終わります。

ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」3 件のうち 2 番については、吉田委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、2 番について審議を行いますので、吉田委員さんには退室をお願いいたします。

（吉田委員 退室）

2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

何を更新するのか、期間があるんですか。

事務局長

5 年の計画期間があり、その更新になります。

（委員による意見・審議）

各委員

【異議なし】の声あり

（吉田委員 入室）

会長職務代理

続いて、1 番と 3 番について何か意見・ご質問はありませんか。

（委員による意見・審議）

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」3 件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 73 m²。【議案読み上げ】

解約理由 地籍調査の際に農地の一部が道路に取り込まれていることが判明したことによる解約。

備考 利用権 賃借権の解消

2 番、・・・、面積 28 m²外 1 筆 計 43 m²。【議案読み上げ】

解約理由 地籍調査の際に農地の一部が道路に取り込まれていることが判明したことによる解約。

備考 利用権 賃借権の解消

3 番、・・・、面積 684 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 賃借権の解消

4 番、・・・、面積 1,125 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 賃借権の解消

5 番、・・・、面積 2,178 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

6 番、・・・、面積 2,730 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消、第 3 号議案 5 番関連

7 番、・・・、面積 383 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消、第 3 号議案 1 番関連

8 番、・・・、面積 588 m²の内 578 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消、第 2 号議案 1 番・第 6 号議案 33 番関連

以上、合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもって 10 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 50 分終了